

「令和8年度 自立支援型サービス実施体制構築支援等業務委」に関する質問と回答

NO	該当資料	該当頁	質問内容	回答
1	仕様書	1頁 5 委託業務内容	「専門的知識を有する者をアドバイザーとして配置し」とありますが、当該アドバイザーについては、受託者の社内職員を配置することでも差し支えないかご教示ください。なお、弊社には、これまで介護予防・日常生活支援総合事業の構築支援等に関する業務実績を有する研究員が複数在籍しております。社内人材をアドバイザーとして配置することの可否についてご教示いただけますと幸いです。	アドバイザーの所属については社内外を問いません。ただし、外部のアドバイザーとして配置する場合以下の条件を満たす必要があります。 ①外部のアドバイザーとの共同事業体による共同提案を行う場合は、「7 この提案競技に参加する者に必要な資格」(提案競技実施要領2頁)に記載している(8)を満たす必要があります。 ②外部のアドバイザーに再委託をする場合は、提案競技後契約締結前に、本市の承諾を得ていただく必要があります。
2	仕様書	1頁 5 委託業務内容	外部アドバイザーの参画方法についてお伺いいたします。弊社では、これまで総合事業の構築支援を実施してきた自治体の職員や専門職の方々に外部アドバイザーとして参画いただくことを想定しております。当該アドバイザーは遠方在住であることから、現地での参画が難しい場合も想定されますが、オンラインによる助言・会議出席等の形での参画でも差し支えないかご教示ください。	仕様書1頁 5 委託業務内容に記載しているアドバイザーとは別に外部アドバイザーを配置し、オンラインによる助言や会議出席等の形で参画することは差し支えありません。
3	仕様書	2頁 5 委託業務内容 (2) 新たな仕組みを検討する協議体の立上げ・運営	検討委員会の構成や人選等については、受託者において提案するものと理解しております。そのうえで、現時点において、市として参画を想定している関係機関の区分や職種の方角性(例: 医療機関関係者、地域包括支援センター関係者等)がございましたら、ご教示ください。特段の想定がない場合には、その旨をご教示いただけますと幸いです。	地域包括支援センター関係者や市関係部署の職員の参画は必須と考えていますが、その他の構成については今後検討するものです。その前提で提案してください。
4	仕様書	2頁 5 委託業務内容 (2) 新たな仕組みを検討する協議体の立上げ・運営	検討委員会の運営について検討委員会の委員への謝金および旅費の支払いは想定されておりますでしょうか。また、支払い主体は貴市または受託者のいずれを想定されているかご教示ください。	検討委員会の委員への謝金および旅費につきましては、市から支払います。(本業務の総事業費には含みません。)
5	仕様書	2頁 5 委託業務内容 (3) 現状把握及び課題の抽出・分析、新たな仕組みの検討	地域包括支援センター等の調査について15か所以上を想定されている調査について、実施方法(訪問、オンライン、書面調査等)の想定がございましたらご教示ください。	訪問、オンライン、書面調査等様々なものが想定されますが、効果的なもので、かつ現場の負担等を考慮した最適と思われる実施方法を提案してください。
6	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	試行実施にあたり、地域包括支援センターやリハビリテーション専門職等の関係機関の参画が想定されるものと理解しております。現時点で想定されている参画の方角性(例: リハ職の連絡会等)がございましたら、ご教示ください。	地域包括支援センターに加え、短期集中予防サービスを実施する事業者等の参画を想定していますが、具体的な圏域や事業者、専門職等の関係機関の参画については未定です。
7	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	新たな仕組みの試行実施にあたり、介護予防ケアマネジメントの実施や専門職の関与に伴う報酬等が発生するものと想定しております。これらの費用については、本業務の総事業費(委託上限額)の中に入れて積算するものと理解したらよいでしょうか。それとも、総合事業費等の予算から別途支払われる想定でしょうか。費用の取扱いに関する基本的な考え方をご教示ください。	介護予防ケアマネジメントの実施や専門職の関与に伴う報酬等(サービス・活動Cのプログラム実施に要する費用も含む。)についても本業務の総事業費に含めて積算してください。(別途市から支払うものではありません。)
8	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	基本チェックリストによる対象者の選定方法について、試行地区における一定年齢以上の高齢者全員への配布を想定されておりますでしょうか。それとも、相談窓口来所者等への実施を想定されておりますでしょうか。また、郵送により実施する場合には、配布・回収・集計に係る費用負担の考え方についてご教示ください。	原則、相談窓口来所者等への実施を想定していますが、試行をするうえで一定の対象者の確保が必要で、対象者への周知・広報など柔軟な対応を求める場合があります。
9	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	試行実施するサービス・活動Cの具体的なプログラム内容について、現時点で貴市において想定されている内容がございましたらご教示ください。また、受託後に検討委員会等で協議のうえ決定する想定かどうかについてもご教示ください。	効果的な内容があれば、ご提案いただいたうえで、検討委員会等で協議する想定です。なお、提案は第10期計画期間中の市内全域での本格実施を見据えた、実現可能なものとしてください。

「令和8年度 自立支援型サービス実施体制構築支援等業務委」に関する質問と回答

NO	該当資料	該当頁	質問内容	回答
10	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	・新たな仕組みの試行とは、高齢者に対してサービス・活動Cでの具体的な介入までを指しているか。又は、入り口での利用者確保から具体的な介入までの一連の流れのシミュレーションの実施でも試行と捉えられるか。	試行では、サービス・活動Cでの具体的な介入まで実施していただきます。その前提で提案してください。
11	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	・試行の実施に当たっては、市と協議しながら行うこと、の“協議”とは具体的に何を指すか。	一連の流れについて、ご提案いただいた内容や検討委員会等での意見などを踏まえた協議を想定しています。
12	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	・試行は「2区2か所程度でサービス・活動C、1か所10人程度」とあるが、サービス・活動Cの提供主体（既存委託先、事業者、新規立上げ）は市側で確保する前提か。（この場合、事業所への報酬支払いも市側での対応で良いか。）受託者は「設計と運用支援、評価」が主なのか、「実施運営そのもの」まで含むのか。	試行実施は受託者において実施していただきますが、原則として受託者は試行実施の対象者への直接的な実施主体ではなく、各実施主体（※）への助言・調整やサービス実施時の支援（地域包括支援センターやサービス・活動Cを提供する事業者等との契約、支払等を含む）、評価等を想定しています。なお、具体的には以下のとおりです。
13	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等	・試行対象者の募集、同意取得、基本チェックリスト実施、ケアマネジメント、終了後のつなぎまで一連の流れを試行するとあるが、受託者が担う範囲と、市、包括、事業者の役割分担の前提はあるか。事業受託後に協議し決定する前提でも良いか。	（※）現時点で想定している各実施主体の業務相談窓口における対象者の選定： 試行実施への参加の同意取得： } 地域包括 基本チェックリスト実施： } 支援セン ケアマネジメント： } ター等 サービス・活動C：市と受託者で協議して選定した事業者 終了後のつなぎ：サービス・活動C提供事業者及び地域包括支援センター
14	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (5) 新たな仕組みの本格実施に向けたスケジュール作成等	・提案の際は、基本的に仕様書6 本格実施に向けたスケジュール（想定）の内容に沿って記載すべきか。あくまで想定であって、こちらとしての最適案での具体的な取組、スケジュール内容での記載でも良いか。	仕様書6 本格実施に向けたスケジュール（想定）の内容については、現時点で市が想定しているものです。令和8年度中に実施する内容は仕様書に記載のとおりですが、令和11年度までに市内全域で本格実施するための最適案を提案してください。
15	仕様書	3頁 5 委託業務内容 (6) 業務実施報告（令和8年度の成果物）	成果物の提出形式について報告書等の成果物の提出形式（電子データの形式、紙媒体の部数等）について、指定がございましたらご教示ください。	電子データでの提出を想定しています。ファイル形式については協議の上決定します。
16	提案競技実施要領	7頁 9 企画提案書作成要領 (2) 提案書提出にあたっての注意事項	・提案書の形式（例えばパワーポイント等）は問わないという理解で良いか。	提案書のファイル形式は問いません。
17	提案競技実施要領	7頁 9 企画提案書作成要領 (2) 提案書提出にあたっての注意事項	・提案書には社名（シンボルマークを含む）を記載しないこととあるが、サービス名等の固有名詞についても同様の取り扱いか。	明らかに社名が推測されるものは記載しないでください。
18	提案競技実施要領	7頁 10 提案競技 (4) その他	・提案競技について、提出された企画提案書で行い、当日の資料持ち込みは禁止する、とあるが、審査員および提案に入室する3名分の企画提案書は、紙媒体等で市が準備するという理解で良いか。	「提案競技は、提出された企画提案書で行い、当日の資料持ち込みは禁止」としている趣旨は、提案資料以外の他資料の持ち込みにより、提案資料に記載している内容以外の提案を行うことを防ぐためです。提出いただく企画提案書（9部）については、本市の選定委員および事務局で使用しますので、提案者は別途ご用意ください。
19	提案書の概要	3 アドバイザーの配置	・専門的知識を有する者をアドバイザーとして配置とあるが、アドバイザーは自社社員ではなくても良いか。	NO.1をご参照ください。